

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年6月5日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	蒸気式空気抽出器入口蒸気ヘッドレンのトラップバイパス弁(MO-33-122)の動作試験時、開度計に指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該弁駆動部内部品を交換	
2	3号機	非常用ディーゼル発電機(3A)燃料デイトンクレベルスイッチの点検時、警報カム(NO. 3)の破損が認められたため、当該警報カムを交換	
3	3号機	給水加熱器(1B・2C・5C)の探傷検査時、伝熱管(計60本)に判定基準外れが認められたため、当該伝熱管に閉止栓施工	
4	3号機	非常用ディーゼル発電機(3A)補助冷却海水配管希釈水2次逆止弁(V-46-40-82A)の点検時、弁棒に腐食が認められたため、弁棒を修理	
5	3号機	制御棒駆動水ポンプ吸込フィルタ差圧計(DPIS-3-246)において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該計器を点検・校正	
6	4号機	ほう酸水注入ポンプ(B)点検口において、蓋固定用ボルトの空回りが認められたため、当該ボルトを交換	
7	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)の軸受箱振動記録計(CX)において、誤指示と推定される変動が認められたため、当該記録計を点検・修理	
8	4号機	中央制御室パネル(PNL9-3)において、「原子炉格納容器計装ペネトレーション破断」の警報が発生し、格納容器ベネ配管温度指示計(TIS-16-03)の内部故障と推定されることから、当該計器を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	4号機	廃棄物処理系ろ過器プリコートポンプにおいて、メカシール部に水のにじみが認められたため、当該メカシールを点検・修理	
10	5号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器(A)が出口温度高によりトリップしたため、当該予冷器を点検・修理	
11	5号機	サービス建屋換気空調系カウンティングルーム空調機(HVA5-11)において、ドレンファンネルに詰まりが認められたため、ドレンファンネルを点検・清掃	
12	6号機	自動減圧(A)系窒素ポンベ隔離弁(V-3-16V3-501)において、動作不良(閉固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
13	6号機	循環水ポンプ(A)吐出弁(MO-7-8B1)において、開閉表示ランプの両点が認められたため、弁駆動部及び開閉表示用リミットスイッチを点検・調整	
14	6号機	燃料プール冷却浄化ポンプ(B)吸込圧力計の元弁(V-G41-FF003-003・004)において、弁本体の銘板に誤記が認められたため、誤記を訂正	
15	6号機	計装用空気系予備弁(V-7-16V6-521)において、弁本体の銘板に誤記が認められたため、誤記を訂正	
16	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン(HVE6-9A)において、プレフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	
17	6号機	主復水器細管洗浄装置(B1)ボール循環ポンプのシール水圧力調整弁において、本体上部ねじ込み部よりリーク(鉛筆芯2本程度)が認められたため、当該部を点検・修理	
18	6号機	残留熱除去(A)系テスト可能逆止弁(E12-F041A)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
19	集中環境施設	雑固体焼却炉(A)2次セラミックフィルタ(B)において、差圧計低圧側元弁よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
20	その他	NO. 2純水タンクにおいて、下部マンホール部の点検用架台に腐食が認められたため、架台を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで